

オイルミスト検出装置に関する事項

改正規則等

鋼船規則 D 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

オイルミスト検出装置に関する事項

改正理由

IACS において、これまで機関区域無人化設備を有する船舶（以下、「M0 船」という。）に搭載を要求してきたディーゼル機関のオイルミスト検出装置について、機関区域無人化設備を有さない船舶（以下、「非 M0 船」という。）にまで対象を拡大する統一規則 M10(Rev.3)が採択され、本会は、既に本会規則への取り入れを行っている。なお、非 M0 船においては、M0 船の要件と異なりオイルミスト濃度の監視は要求されていない。

今般、M0 船、非 M0 船の要求事項の相違をより明確にするために、関連規定を改めた。

改正内容

非 M0 船において、オイルミスト濃度の監視が要求されない旨を明確にした。